

市民意見公募手続（パブリックコメント）について

1 概要

市民意見公募手続とは、春日井市市民意見公募手続要綱に基づき、市民の市政への参画の促進を図り、公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的として実施する一連の手続きである。

市民生活に重大な影響を与える計画の策定にあたり、その趣旨や目的、内容を案の段階で公表し、これに対する市民の方からの意見を募集する。その後、意見の内容を十分に考慮し、最終案を作成していくとともに、意見の概要や市の考え方を公表する。

2 スケジュール

総合計画基本計画の中間案の市民意見公募手続については、次のとおり実施する。

日 時	内 容
10月28日（金）	市民意見公募手続を実施する旨を市のホームページと11月号広報に掲載する。
11月16日（水） ～12月16日（金）	中間案を市のホームページに掲載するとともに、市内の公共施設（市役所、東部市民センター、坂下出張所、ふれあいセンター、公民館、ささえ愛センター、レディヤンかすがい、総合福祉センター）に設置し、意見を募集する。 意見の提出については、意見書を企画政策課の窓口提出するか、郵送、ファックス、メールで提出する方法で実施する。
12月27日（火）	第5回総合計画審議会で意見の概要と市の考え方について審議を行う。
1月6日（金） ～2月6日（月）	意見の概要と市の考え方の結果を市のホームページに掲載するとともに、市内の公共施設（市役所、東部市民センター、坂下出張所、ふれあいセンター、公民館、ささえ愛センター、レディヤンかすがい、総合福祉センター）に設置する。

第六次春日井市総合計画基本計画の 中間案に対する意見を募集しています。

総合計画は、市の将来像や施策の基本的な方向性を定める、まちづくりの指針となるものです。

現在、第六次総合計画が策定から5年が経過すること、また、社会経済情勢が急速に変化していることを踏まえ、基本計画の改定を進めています。

このため、春日井市市民意見公募手続要綱に基づき、意見を募集します。

募集期間	令和4年11月16日(水)～令和4年12月16日(金)〔必着〕
提出方法	裏面の意見書又は自由な形式に、意見、住所、氏名（ふりがな）を記入の上、企画政策課の窓口提出するか、郵送、ファクス、メールで下記の提出先に提出してください。 ※ 電話又は口頭による意見の受付はしていません
その他	○ 提出していただいた意見は、基本計画の改定にあたり、参考とさせていただきます。 ○ 意見に対する個別の回答はいたしません。 ○ 意見の内容については、個人が特定されない形で原則として公表します。

問い合わせ先及び提出先

〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44
春日井市 企画政策部 企画政策課
電話 (0568) 85-6041 FAX (0568) 83-9988
E-mail kikaku@city.kasugai.lg.jp

第六次春日井市総合計画基本計画（中間案）に対する意見書

※ ご意見は、なるべく簡潔に記入してください。

ご 住 所	〒
(ふりがな)	
お 名 前	

※ 必ずご記入ください。